

平成 29 年度京の米に係るWebサイト作成等業務委託仕様書

1 業務委託名

平成 29 年度京の米に係るWebサイト作成等業務委託

2 業務の目的

消費者に「京の米」や「京の米を使用した商品」の魅力や価値を効果的にプロモーションし、購買意欲を高めることで消費拡大を図り、「京の米」の生産者や米関係団体が需要を意識した米の生産・販売力を高めるためのサイトの作成等について、民間の創意工夫による、府民満足度を高める企画提案を求める。

3 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日

ただし、サイトオープンは平成 29 年 12 月末までに立ち上げることとし、オープンに合わせたスケジュール管理を行うこと。

4 業務内容

(1) サイト基本構成

本事業は、生産者や米関係団体が推進する「京の米」等の魅力や価値を消費者に効果的にPRし、消費行動を促すためのサイトであるため、既に「京の米」に興味を持っている（探している）顕在ユーザーのみならず、そこまでは知らない潜在ユーザーも取り込めるような魅力あるサイト構成を企画し、提案すること。

なお、ウェブサイト公開時点でのPCおよびスマートフォンの一般的なブラウザで閲覧の際、レイアウトやデザインに崩れがないこと。また、バージョンの低いブラウザで閲覧の際も、スタイルシートを無効化するなどして、情報の取得に支障がないようにすること。

- ①京都府及び府が認めたユーザーが、それぞれのクライアントPCからネットワーク経由にてサイトにアクセス・ログインし、コンテンツ（情報、画像素材）を登録・更新する。更新したコンテンツは承認を経て、定時、もしくは随時に更新される仕組みとする。
- ②サイトの閲覧、システムの構成については別紙1「京の米に係るWebサイト構成図」を参照。
- ③公開を行う各ページは、レイアウトや表現方法などを制御する際、基本としてHTMLを使用し、スタイルシートを用いることとあわせ、スタイルシートを使用しない環境でも内容が理解できる構造とすること。
- ④サイト内のデータは、キーワード検索、ジャンルによる絞り込み検索が可能であること。
- ⑤サイトやSNS内に投稿された写真・動画等の中からピックアップした情報が見えるなど、閲覧者が興味を持てる工夫を行うこと。
- ⑥クライアントPCのOS及びブラウザソフトは下記の要件で動作することとし、京都府及び府が認めたユーザーが作成・更新・管理業務を行えること。プラグインなどの追加は原則不可とするが、サイト構成上、必要な場合は京都府と協議すること。
JavaScriptの制限はしていないが、Active Xは使用不可とする。
- ⑦サイトオープン後も、京都府が別途行う「平成29年度ソーシャルデータを活用したコメの消費嗜好解析等」の結果やアクセス解析結果等を踏まえ、サイト内容の改善について、提供

すること。

その他、詳細については、本仕様書のほか、別途開催する説明会による。

(2) 既存Webサイトの情報活用について

現在、京都府米食推進協会が開設する「一般社団法人京都府米食推進協会ホームページ (<http://kyoto-beisyoku.org/>) や京都府米穀小売商業組合が開設するホームページ (<http://www.kyo-rca.or.jp/>) において、京都米提供店や京都米販売店、米粉用米等に関する情報を発信しており、今回新設するサイトへの既存情報の活用について、効果的な手法を提案すること。

(3) Webサイトの情報更新にCMS*を利用できること

同サイトでは、京都府や米関係団体が連携して最新の情報を発信することを想定しており、関係団体等の担当者が最新の情報を簡易に更新できるようサイトを構成するとともに、CMSの操作マニュアルを策定すること。

※CMS【 Contents Management System 】 =Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウトなどを一元的に保存・管理し、サイトを構築・編集するソフトウェアのこと。

(4) 「京の米」のサイトコンセプトに沿ったコンテンツの企画

本府には、「京都で京の米を食べられる」「京都の米を使用したお酒が飲める」といった魅力的なレストラン等があるものの、「京の米」自体のプロモーション不足もあり、顕在ユーザー層にも訴求できていない状況である。また、「京の米」等を購入できる販売店等についても、十分に情報発信ができていない。このため、「食べる」「買う」といった情報を整理しコンテンツを作成するとともに、「京の米」を知らない潜在ユーザー層も取り込めるよう、本サイトを通じた具体的・効果的な内容等について提案し、コンテンツとして作成すること。また、企画されたコンテンツのボリューム感についても、企画提案書に盛り込むこと。

また、コンテンツ内容の例は、次のとおりであるが、いわゆる「役所の広報」を超えた独自性のある企画提案を行うこと。

テーマ	内容
トピックス	「京の美味しいお米コンテスト（仮称）」の結果等
食べる	「京都米提供店※」、「京都米を使用した酒を飲める店」、お米コンテスト上位入賞米が食べられる(買える)店の紹介他
買う	「京都米販売店※」「京都の篤農家」、「京都米を使用した酒を買える店」「ごはんに合うおかず（野菜や肉等の食材）」他
体験する	府内の田植・稲刈りイベント、試食販売会、新米フェア他
学ぶ	府の米の品種や栽培方法、産地の特徴等を紹介

※既存のWebサイトからの情報活用可能。その他、コンテンツ作成に必要な情報については、受託者からの依頼により、発注者側から提供する。

(5) SNS連携業務

これまで、積極的に生産者や米関係団体が消費者と情報共有を図る場がなかったため、京の米に係るFacebookを立ち上げ、(4)のサイト上に組み込むこと。

(6) アドバイス業務

サイトオープン後、アクセス解析結果を最低月1回報告し、サイトの見せ方や内容へのアドバイスを行うこと。

(7) その他

本サイトを構築するための具体的計画及びスケジュールを明確にすること。また、本サイトにできるだけ多くの方々が閲覧し、興味を持ってもらえるよう、独創的な企画を盛り込むこと。

5 システム運用及び保守管理

(1) 基本要件

①導入するサイトのサーバーは事業者が準備することとし、京都府では、サーバーの設置は行わない。なお、同程度の規模のサイト運用実績を持つレンタルサーバーも可とする。また、その場合は、具体的な運用実績を示すこと。

②障害者・高齢者を含めた全ての利用者が支障なく利用できるよう、「京都府ウェブアクセシビリティガイドライン」を遵守するとともに、「JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ）」で求められているウェブアクセシビリティ方針を立て、適合レベルAA準拠を達成する等、操作性に優れたものを作成すること。

京都府ウェブアクセシビリティガイドライン→<http://www.pref.kyoto.jp/documents/a1264940322166.pdf>

③サイトのトップページ上に別途指定する画像や当該サイト上における個人情報の取り扱い方針を明示または設定すること。

(2) 保守管理

保守管理に係る経費は、サイトオープンから平成30年3月31日までを今回の委託費用に含める。ただし、上記サイトに係る保守内容の説明を行うこと、及び今後5年間の保守費用を算出し、提出すること。なお、保守内容については、次を基本とするが、より優れた運営が可能な場合は提案すること。

障害が発生した時点において、委託者からの連絡に対して、受託業者は、平日（土曜・日曜・祝日を除く）8:30～17:15の間、電話対応にて修復できるものは、一時対応すること。電話での復旧が出来ない場合は、エンジニアの訪問などにより、迅速に復旧させること。プログラム上の不具合に関しては、内容を説明し、迅速に修正対応すること。

上記時間内における緊急性の高い障害発生時には、1時間以内に調査を行い、対処すること。

①サイトへの疑問には、メール・電話【平日（土曜・日曜・祝日を除く。）8:30～17:15】にて問い合わせ対応すること。

②ソフトウェアのバージョン（リビジョン）アップについても、保守費用に含めること。また、バージョン（リビジョン）アップの範囲を明確にすること。

③OSのセキュリティパッチなどの検証についても保守費用に含めること。

また、緊急性の高い障害発生時には、担当職員と協議・調整の上、上記時間外においても対応

を行うこと。

6 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、京都府の承諾を得なければならない。

7 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保

（1）募集する事業者等（受託者）

受託者は、Web サイト及び SNS の作成等業務を行うことのできる事業者等とする。

（2）業務に応じた人員配置

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、人員体制を明らかにすること。

8 運用支援

管理者向けの操作マニュアルやヘルプを作成するとともに、京都府及び関係団体担当者等に対する研修を行うこと。

9 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。

- （1） 2～5業務におけるサイト作成等
- （2） 実施報告書（書面及び電子ファイル）

10 留意事項

（1）一般的事項

- ①業務の遂行状況について、随時報告すること。
- ②受託者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手する。（受託者による入手が困難であるものは、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。）
- ③受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務の秘密を保持しなければならない。

（2）その他

- ①本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。
- ②委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- ③受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、京都府と協議して定める。